



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月1日金曜日 第2061号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|---|-----|
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | 464 |
| 定期種畜検査の実施..... | 464 |
| コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... | 464 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 464 |
| 道路の位置の指定..... | 465 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... | 465 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... | 467 |
| 道路の供用開始（県道松山東部環状線）..... | 467 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 467 |
| 道路の区域変更（一般国道378号）..... | 468 |
| 道路の供用開始（"）..... | 468 |
| 土地改良事業の工事完了の届出..... | 468 |
| 市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... | 468 |

公 告

| | |
|--------------------|-----|
| 初動捜査支援システムの購入..... | 468 |
|--------------------|-----|

公安委員会規則

| | |
|-------------------------|-----|
| 認知機能検査員講習の実施に関する規則..... | 469 |
|-------------------------|-----|

公安委員会訓令

| | |
|-------------------------------|-----|
| 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... | 472 |
|-------------------------------|-----|

雑 報

| | |
|-----------------------|-----|
| 裁決手続開始の決定の公告（2件）..... | 472 |
|-----------------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第625号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

| | | |
|-----------------------|----------------------|------------|
| 変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称 | 変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類 | 承認年月日 |
| 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 | 法第4条第2項第1号に掲げる事業 | 平成21年4月22日 |

○愛媛県告示第626号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209条）第4条第1項本文の規定による平成21年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は、次のとおりである。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 検査月日 | 検査時間 | 検査場所 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 5月20日 | 13時30分から15時00分まで | 西予市野村町阿下7号156番地 愛媛県農林水産研究所畜産研究センター |
| 5月21日 | 9時30分から10時30分まで 11時30分から12時30分まで | 松山市津吉町171番地 新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地 |

○愛媛県告示第627号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第5号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成21年4月1日次のとおり定めた。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 西条市北条1407番1地先の遊水池、二級河川崩口川水系崩口川

及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

- 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

- 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------------|
| 理 事 | 佐 光 敏 成 | 新居浜市多喜浜 1 丁目 5 番48号 |
| " | 近 藤 裕 也 | 新居浜市多喜浜 3 丁目 4 番78号 |
| " | 福 田 良 臣 | 新居浜市多喜浜 5 丁目10番 1 号 |
| " | 横 井 郁 夫 | 新居浜市楠崎 1 丁目 5 番26号 |
| " | 田 中 悦 男 | 新居浜市楠崎 1 丁目 6 番 9 号 |
| " | 佐 薙 重 信 | 新居浜市松神子 2 丁目 3 番 3 号 |
| " | 三 好 勉 | 新居浜市多喜浜 2 丁目 3 番20号 |
| " | 伊 藤 秋 実 | 新居浜市垣生 3 丁目 9 番58号 |
| " | 岡 部 永 親 | 新居浜市垣生 3 丁目 6 番33号 |
| " | 佐々木 俊 孝 | 新居浜市垣生 3 丁目 4 番37号 |
| 監 事 | 新 田 典 俊 | 新居浜市多喜浜 4 丁目 7 番32号 |
| " | 永 易 末 雄 | 新居浜市松神子 2 丁目 1 番22号 |
| " | 佐々木 秀 和 | 新居浜市垣生 3 丁目 3 番35号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------------|
| 理 事 | 佐 光 敏 成 | 新居浜市多喜浜 1 丁目 5 番48号 |
| " | 近 藤 裕 也 | 新居浜市多喜浜 3 丁目 4 番78号 |
| " | 真 鍋 樹 | 新居浜市多喜浜 5 丁目11番34号 |
| " | 横 井 郁 夫 | 新居浜市楠崎 1 丁目 5 番26号 |
| " | 横 井 道 忠 | 新居浜市楠崎 2 丁目 2 番27号 |
| " | 佐 薙 重 信 | 新居浜市松神子 2 丁目 3 番 3 号 |
| " | 田 中 悦 男 | 新居浜市楠崎 1 丁目 6 番 9 号 |
| " | 印 南 久 雄 | 新居浜市垣生 3 丁目11番67号 |
| " | 岡 部 永 親 | 新居浜市垣生 3 丁目 6 番33号 |
| " | 伊 藤 文 夫 | 新居浜市垣生 3 丁目11番14号 |
| 監 事 | 福 田 良 臣 | 新居浜市多喜浜 5 丁目10番 1 号 |
| " | 横 井 豊 | 新居浜市楠崎 1 丁目 7 番 7 号 |
| " | 村 上 春 見 | 新居浜市垣生 3 丁目 9 番20号 |

○愛媛県告示第 629 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年5月1日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 指定年月日及び番号

平成21年4月21日 20東四土（道）第7号

2 道路の位置

四国中央市金生町下分子川原田2032番 1 の一部

幅員 6.00メートル

延長 43.68メートル

3 申請人の住所及び氏名

四国中央市川之江町1856番地35

株式会社アルファ・プランニング

代表取締役 吉田 茂生

4 図面省略

○愛媛県告示第 630 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県松山保健所及び砥部町役場において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年5月1日

愛媛県松山保健所長 山 本 しげ子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国通建株式会社

今治市南大門町一丁目 1 - 15

代表取締役 阿部 健

2 事業場の名称及び所在地

債道改第19号の1

（国）379号 万年トンネル建設工事

伊予郡砥部町万年1309 - 2

3 特定施設に関する事項

| | | |
|------------------------|--|----------------------|
| 特定施設の種類 | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント | |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり25立方メートル処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着手後15日 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 間 欠 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 4時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無 し | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度（水素指数） | 通常 10～12 最大 10～12 |
| | 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 10 最大 10 |
| | 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 2,000 最大 5,000 |
| | 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 1 最大 2 |
| 汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル） | りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム） | 通常 0.30 最大 0.50 |
| | | 通常 6 最大 8 |

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 1次沈殿槽

| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|----------------------|-------|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------------|----------------|----------------|-------------------------|----------------------|------------------|-------------------------|--------------|--------------|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 工事の完成予定年月日 | 着手の翌日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の種類 | 沈殿槽 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の型式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の構造 | 鋼板製 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の主要寸法 | 縦 2.5メートル 横 1.4メートル 高さ 1.5メートル | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の能力 | 容量 5 立方メートル | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汚水等の処理の方式 | 自然沈降 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | 無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>処 理 前</th> <th>処 理 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>通常 10~12 最大 10~12</td> <td>通常 10~12 最大 10~12</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 10 最大 10</td> <td>通常 10 最大 10</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 2,000 最大 5,000</td> <td>通常 200 最大 500</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 1 最大 2</td> <td>通常 1 最大 2</td> </tr> <tr> <td>りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 0.30 最大 0.50</td> <td>通常 0.30 最大 0.50</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 10~12 最大 10~12 | 通常 10~12 最大 10~12 | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 10 | 通常 10 最大 10 | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2,000 最大 5,000 | 通常 200 最大 500 | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 | 通常 1 最大 2 | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.30 最大 0.50 | 通常 0.30 最大 0.50 |
| 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 10~12 最大 10~12 | 通常 10~12 最大 10~12 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 10 | 通常 10 最大 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2,000 最大 5,000 | 通常 200 最大 500 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 | 通常 1 最大 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.30 最大 0.50 | 通常 0.30 最大 0.50 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 6 最大 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 汚水は、濁水処理設備で処理される。

(2) 濁水処理設備

| | |
|------------|-------------|
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに |
| 工事の完成予定年月日 | 着手後15日 |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに |
| 処理施設の種類 | ポータブル濁水処理設備 |
| 処理施設の型式 | 株式会社東洋製作所製 |

| 処理施設の構造 | 鋼板製 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|--------------------------|-------|-------|---------------|----------------------|--------------------------|----------------------------|----------------|----------------|-------------------------|----------------------|----------------|-------------------------|--------------|--------------|-------------------------|--------------------|--------------------|
| 処理施設の主要寸法 | 縦 10メートル 横 16メートル 高さ 3.5メートル | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の能力 | 1時間当たり30立方メートル処理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汚水等の処理の方式 | キレート処理+凝集沈殿+脱水方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | 無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>処 理 前</th> <th>処 理 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>通常 10~12 最大 10~12</td> <td>通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 10 最大 10</td> <td>通常 10 最大 10</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 2,000 最大 5,000</td> <td>通常 20 最大 25</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 1 最大 2</td> <td>通常 1 最大 2</td> </tr> <tr> <td>りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 0.30 最大 0.50</td> <td>通常 0.30 最大 0.50</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 10~12 最大 10~12 | 通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5 | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 10 | 通常 10 最大 10 | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2,000 最大 5,000 | 通常 20 最大 25 | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 | 通常 1 最大 2 | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.30 最大 0.50 | 通常 0.30 最大 0.50 |
| 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 10~12 最大 10~12 | 通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 10 | 通常 10 最大 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2,000 最大 5,000 | 通常 20 最大 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 | 通常 1 最大 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.30 最大 0.50 | 通常 0.30 最大 0.50 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 125 最大 250 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 当該施設では、特定施設から発生する汚水以外に工事に伴う濁水及び湧水の処理も行い、汚水の一部は、特定施設の用水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|---------------|--------------------------|----------------------------|----------------|-------------------------|----------------|-------------------------|--------------|-------------------------|--------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 10 最大 10</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 20 最大 25</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 1 最大 2</td> </tr> <tr> <td>りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 0.30 最大 0.50</td> </tr> </tbody> </table> | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5 | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 10 | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 20 最大 25 | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.30 最大 0.50 |
| 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5 | | | | | | | | | | |
| 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 10 | | | | | | | | | | |
| 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 20 最大 25 | | | | | | | | | | |
| 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1 最大 2 | | | | | | | | | | |
| りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.30 最大 0.50 | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------------------|------------------|
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 125 最大 250 |
|----------------------------|------------------|

備考 雨水排水口2ヶ所あり

○愛媛県告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 小 原 博 政 | 松山市久保田町356番地 |
| " | 池 内 文 典 | 松山市久保田町321番地3 |
| " | 竹 田 安 重 | 松山市久保田町338番地 |
| " | 秀 野 隆 昭 | 松山市久保田町369番地 |
| " | 沼 野 員 典 | 松山市久保田町365番地 |
| " | 嶋 屋 丈 夫 | 松山市久保田町341番地2 |
| 監 事 | 小 川 邦 弘 | 松山市久保田町111番地1 |
| " | 池 内 広 志 | 松山市久保田町340番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 理 事 | 川 崎 淳 一 | 松山市久保田町98番地 |
| " | 池 内 文 典 | 松山市久保田町321番地3 |
| " | 池 内 広 志 | 松山市久保田町340番地 |
| " | 大 西 隆 晴 | 松山市久保田町343番地 |
| " | 沼 野 員 典 | 松山市久保田町365番地 |
| " | 嶋 屋 丈 夫 | 松山市久保田町341番地2 |
| 監 事 | 小 川 邦 弘 | 松山市久保田町111番地1 |

| | | |
|---|---------|--------------|
| " | 秀 野 隆 昭 | 松山市久保田町369番地 |
|---|---------|--------------|

○愛媛県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年5月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-------------|
| 理 事 | 戒 能 謙 介 | 松山市富久町455番地 |
| " | 玉 乃 井 晃 | 松山市富久町225番地 |
| " | 玉 乃 井 洋 一 | 松山市富久町315番地 |
| " | 玉 乃 井 和 利 | 松山市富久町223番地 |
| " | 竹 内 正 彦 | 松山市富久町320番地 |
| " | 須 山 浩 光 | 松山市富久町319番地 |
| 監 事 | 玉 井 紀 夫 | 松山市富久町467番地 |
| " | 川 口 博 幸 | 松山市富久町317番地 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------|-------------|
| 理 事 | 戒 能 謙 介 | 松山市富久町455番地 |
| " | 友 澤 正 利 | 松山市富久町45番地 |
| " | 玉 乃 井 洋 一 | 松山市富久町315番地 |
| " | 玉 乃 井 和 利 | 松山市富久町223番地 |
| " | 竹 内 正 彦 | 松山市富久町320番地 |
| " | 川 口 博 幸 | 松山市富久町317番地 |
| 監 事 | 玉 井 紀 夫 | 松山市富久町467番地 |
| " | 須 山 浩 光 | 松山市富久町319番地 |

○愛媛県告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|-----------------------------------|-----------|
| 県 道 | 松山東部環状線 | 松山市鴨川二丁目635番4から 同市鴨川二丁目641番2まで | 平成21年5月1日 |

○愛媛県告示第634号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年5月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| | | |
|---------------------------|---------------------------|--|
| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
| 21中局建(開)第4号 平成21年4月23日 | 東温市牛渕字二本木1167番3 | 松山市森松町298番地 サンコート森松C101 河野倫徳 河野美佳 |

○愛媛県告示第 635 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|------|---|------|----------------------|-----------------|----|
| 一般国道 | 378号 | 宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地11番2から 同町法花津字宮ノ浦172番地先まで | 旧 | メートル 5.0~15.8 | キロメートル 0.276 | |
| | | | 新 | 7.0~19.4 5.0~19.4 | 0.258 0.276 | |

○愛媛県告示第 636 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|------|---|-----------|
| 一般国道 | 378号 | 宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地11番2から 同町法花津字宮ノ浦172番地先まで | 平成21年5月1日 |

○愛媛県告示第 637 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、西予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年5月1日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

| 土地改良事業の名称 | 土地改良事業の施行に係る地域 | 土地改良事業の工事の完了年月日 |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 県単独補助土地改良事業(かんがい排水) | 嘉喜尾地区 | 平成21年3月10日 |

○愛媛県告示第 638 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・池野々地区)の施行に平成21年4月24日同意した。

平成21年5月1日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

○愛媛県告示第 639 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業(農業用道路整備事業・池野々地区)の施行に平成21年4月24日同意した。

平成21年5月1日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年5月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
初動捜査支援システム 一式
- (2) 購入物品名及び数量
仕様書による。
- (3) 購入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 納入期限
平成21年12月31日
- (5) 納入場所
愛媛県警察本部刑事企画課及び指定する場所
- (7) 入札方法
購入に当たっての総価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当

該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 購入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限

平成21年6月10日（水）午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年6月10日（水）午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期間

平成21年5月1日（金）午前9時から平成21年6月1日（月）午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:

A Supporting system for criminal investigation at the initial stage

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. 10, June, 2009

- (3) For further information, please contact: Supplies

Procurement Section, Finance Division, Administration

Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2

Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan

TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

認知機能検査員講習の実施に関する規則を次のように定める。

平成21年5月1日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

認知機能検査員講習の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認知機能検査員講習を行う場所）

第2条 認知機能検査員講習は、警察本部交通部運転免許課において行うものとする。

（認知機能検査員講習の項目等）

第3条 認知機能検査員講習の項目、内容及び時間は、次の表のとおりとする。ただし、自動車安全運転センター等において、次の表に掲げる項目と同等のものについて受講した者に対しては、当該項目を除くものとする。

| 項目 | 内容 | 時間 |
|------------------|--|------|
| 高齢者と認知症の実態及び基礎理論 | 1 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 2 認知症の症状と対応方法 | 90分 |
| 高齢運転者対策の概要 | 1 高齢者の交通事故の現状 2 認知機能検査の導入 3 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習・免許証の更新手続 4 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査の実施 5 申請による免許取消し 6 高齢運転者標識 | 60分 |
| 認知機能検査の実施方法 | 1 認知機能検査の実施方法 2 検査結果の採点方法 3 検査結果の伝達方法 4 認知機能検査の模擬実施 | 180分 |

(認知機能検査員講習の受講申請)

第4条 認知機能検査員講習を受講しようとする者は、公安委員会に申請しなければならない。この場合において、前条ただし書に規定する者は、同条ただし書に規定する項目について受講した旨を証する書面の写しを提出するものとする。

(終了証の交付)

第5条 公安委員会は、認知機能検査員講習を受講した者に対し、終了証(別記様式)を交付するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、認知機能検査員講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の公布の日から平成21年5月31日までの間は、第1条中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)による改正後の道路交通法」とする。

別記様式（第5条関係）

終 了 証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明します。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第 2 号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 5 月 1 日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain '別表 2 (第 3 条関係) 部課長の専決事項' and list items 1-12. The '改正後' column includes a table for '法令' and '専決事項' with specific amendments underlined.

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成21年 4 月22日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。

平成21年 5 月 1 日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稲生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

Table titled '不動産（土地）の表示等' with columns for location, land number, public register status, current status, area (public register, actual), and acquisition area. It lists a plot in '愛媛県西予市宇和町皆田' with an area of 64 sqm in the public register and 61.59 sqm actual.

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第45条の 2 の規定により、平成21年 4月22日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成21年 5月 1日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稲生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

| 不 動 産 (土 地) の 表 示 等 | | | | | | | 土 地 所 有 者 名 住 所 氏 名 | 所有権以外の 権 利 の 表 示 | | 関 係 人 住 所 氏 名 |
|-----------------------|------|-----|-----|------------|------------|------------------|---------------------------|----------------------|-----|------------------|
| 所 在 | 地 番 | 地 目 | | 面 積 | | | | 受 付 年 月 日 受 付 番 号 | 種 類 | |
| | | 公 簿 | 現 況 | 公 簿 (㎡) | 実 測 (㎡) | 収用しようとする土地の実測(㎡) | | | | |
| 愛媛県宇和島市三間町則 | 935番 | 山林 | 山林 | 19 | 19.46 | 19.46 | 不明 ただし、登記簿表題部所有者 澤近 又治 | | | |